

広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十七号

広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県介護福祉士修学資金貸付規則（平成五年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第三条第一号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

第四条第一項中「社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。

別記様式第一号中「第40条第2項第1号」を「第40条第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号及び別記様式第一号の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。